

事 務 連 絡

平成 20 年 2 月 19 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

未手続事業主に対する費用徴収（法第 31 条第 1 項第 1 号事案）
のうち、100/100 徴収事案に係る報告について

標記については、会計検査院の实地検査の対応のため、昨年 7 月に平成 18 年度の状況についてご報告いただいたところですが、本年 3 月に予定されている会計検査院の实地検査において、前回の報告以降の費用徴収状況を把握する必要が生じました。

ついては、ご多忙中のところ誠に申し訳ございませんが、別紙様式に必要事項を記載の上、平成 20 年 2 月 28 日（木）までに、本省補償課業務係あて報告していただくようお願いします。

担当：小川（内線 5463）



労働局

対象期間：平成19年4月～12月分

(業+通)

法第31条 第1項第1号	100/100徴収事例	
	件数	金額(円)
徴収決定済額		
収納済歳入額		

※本年6月に本省労災管理課決算係へ報告することとなる「保険加入者からの費用徴収状況内訳調」に計上する件数及び金額のうち、上記期間に係る100/100徴収に該当する件数及び金額を記載

※該当なしの場合は、0を記載